

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
8月27日
(火曜日)

目次

○告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 二

○公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (二件) (商政課) 二二
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課) 二三
土地改良区役員の届出 (農村整備課) 四



山口県告示第四百四十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年八月二十七日から同年九月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー・ファインケム株式会社

- 住 所 周南市開成町四九八八番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー・ファインケム株式会社第三工場
所在地 周南市開成町四九八八番地
- 三 特定施設に関する事項
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (kg/回)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔り
四六一イ (二基)	八五一	令和元、 九、一八	令和元、 九、一八	令和元、 九、一八	断 続 二四時間
四六一イ	一五一	〃	〃	〃	〃

備考 「四六一イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。

令和元年八月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ダイレックス幡生店
所在地 下関市羽山町一三二二の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号 原田 健
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 ダイレックス株式会社	変 更 前	変 更 後
	貞方 宏司		多田 高志

- 四 届出年月日
令和元年八月八日
- 五 変更年月日
令和元年五月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アクロスプラザ下関長府
所在地 下関市長府才川一丁目四二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号 橋本 勝
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗の名称	変 更 前	変 更 後
クロスモール下関長府		アクロスプラザ下関長府

- 四 届出年月日
令和元年八月八日

五 変更年月日

令和元年五月十八日

- (九一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、令和元年八月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ダイレックス川下店
所在地 岩国市中津町一丁目一四一八の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二 辻田 泰徳
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 ダイレックス株式会社	変 更 前	変 更 後
	貞方 宏司		多田 高志

- 四 届出年月日
令和元年八月八日
- 五 変更年月日
令和元年五月一日

(九二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成三十一年四月十二日山口県公告（九七）に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部

市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年八月二十七日から同年九月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年八月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コープ宇部店

所在地 宇部市恩田町二丁目四一九〇の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(九三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十一年四月五日山口県公告(八九)に係る大規模小売店舗について次のとおり長門市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年八月二十七日から同年九月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

令和元年八月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジ長門店

所在地 長門市仙崎三二二の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(九四) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

令和元年八月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名称

千田郷土地改良区

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

理事の別 氏 名 住 所

理事 有田 司 周南市大字呼坂四一八一二〇〇

〃 森田 吉之 光市岩狩三丁目五番二一三三〇

〃 吉水三千雄 周南市大字安田一三〇三

〃 吉富 靖教 〃 六七三の八

〃 原田 雅之 〃 高水原一丁目一一二

〃 林 憲雄 光市大字小周防二五八九

〃 守田 勝彦 〃 二七六八の二

二 退任した役員

土地改良区の名称

千田郷土地改良区

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃